

防火対象物（事業所等）の関係者の皆さまへ

消防用設備等の点検報告制度（消防法第17条の3の3）

維持台帳の整備が必要です

防火対象物の関係者は、消火器、自動火災報知設備などの消防用設備等を点検し、その結果を定期的に消防署長に報告（※1）することが義務付けられています。

また、消防用設備等の点検を行った結果は、消防法施行規則第31条の6第3項に規定する維持台帳（※2）に結果を記録し保存しなければなりません。

なお、維持台帳は、消防の立入検査時等で提示を求められることがありますので適正な管理をお願いいたします。

※1 定期的に消防署長に報告

消防用設備等を点検した結果は、1年に1回又は3年に1回ごとに報告することが義務付けられています。

報告期間は、建物の用途により異なりますので、お問い合わせください。

※2 維持台帳とは…(次のものを編冊したもの)

- ・ 消防用設備等設置届出書(写し)
- ・ 工事整備対象設備等着工届出書(写し)
- ・ 消防用設備等検査済証
- ・ 消防用設備等点検結果報告書(写し)
- ・ 消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表
- ・ その他維持管理に必要な書類



各書類の
ファイリングを
お願いします。

甲府地区広域行政事務組合消防本部

- 査察課 査察企画係 TEL 055-222-1284（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 中央消防署 査察係 TEL 055-254-9119（甲府市丸の内一丁目1番19号）
- 南消防署 査察係 TEL 055-233-1499（甲府市伊勢三丁目8番23号）
- 西消防署 査察係 TEL 055-276-3825（甲斐市竜王3314番地1）